

令和3年5月28日

第1学年保護者様

東京都立南平高等学校長

福嶋 一佳

「令和3年度東京都国公立高等学校等奨学のための給付金制度の御案内
〈新入生への一部早期給付〉」の配布について

日頃から学校運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年度東京都国公立高等学校等奨学のための給付金について、今年度は、新入生への一部早期給付申請受付が開始されます。

「奨学のための給付金」

授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者の口座に振り込まれる制度

通常、7月から申請を受付⇒給付金（年額）を一括で振込・給付時期は12月以降）

◎今回新たに、早期に受給することができる制度が始まりました。

対象：令和3年度新入生で希望される方

内容：4～6月分（年額の4分の1）を早期給付。（給付時期は令和3年9月頃の予定）

申請：早期給付を希望される方のみ申請してください。申請期限は、6月18日（金）

※7～3月分を受給するためには、別途申請が必要。（同じ書類を再度すべて提出）

早期給付を受け、7～3月分を受給しても支給される年額は変わりません。

詳しくは、配布しました、リーフレット「令和3年度東京都国公立高等学校等奨学のための給付金制度の御案内〈新入生への早期給付〉」を御確認ください。

奨学のための給付金制度は、「就学支援金」、「給付型奨学金」とは認定基準等が違い、家庭の経済状況や家族構成で申請書類や給付額が異なりますので、**早期給付を希望される場合は保護者の方が事前に、経営企画室へ御相談ください。**

早期給付を希望しない方は、通常の申請は7月になりますので、その際もう一度全生徒にお知らせを配布いたします。対象となる場合は忘れずに申請してください。

御不明な点がございましたら下記問い合わせ先まで御連絡ください。

＜相談期間＞令和3年5月28日(金) から 令和3年6月15日(火) まで

土・日を除く8：45～16：55

＜相談・問合せ先＞ 東京都立南平高等学校 経営企画室 学事担当

042-593-5121